

医 ー 295
令和元年 5 月 13 日

秋田県地方独立行政法人評価委員会
委員長 西 田 眞 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



地方独立行政法人秋田県立病院機構の役員の報酬等支給基準の
変更について（通知）

地方独立行政法人秋田県立病院機構より役員の報酬等支給基準の変更に係る届出
がありましたので、地方独立行政法人法第 5 6 条において準用する同法第 4 9 条の
規定に基づき通知します。

医務薬事課 調整・医療計画班 佐藤
〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 - 1
TEL 018-860-1401
FAX 018-860-3883
E-mail:kose@pref.akita.lg.jp

地方独立行政法人秋田県立病院機構役員報酬規定の一部改正について

1 改正理由

監事監査規定に定める業務及び定款に定める任期に対応するため、役員手当及び支給方法等の規定について所要の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 地方独立行政法人秋田県立病院機構役員報酬規定(平成21年4月1日地方独立行政法人秋田県立病院機構規定第2号)の一部改正

① 非常勤役員手当について、年額の見直しを行う。(第6条関係)

地方独立行政法人法の改正等に伴い、監事の権限や義務を明確化することとしたため、業務の増大に対応した報酬額へ引き上げることとしたもの。

② 日割り計算の規定を整理する。(第3条関係)

平成30年11月27日付けで総務大臣より認可された定款に基づき、非常勤の監事の役員手当について、定款に定める任期に対応し、日割り計算で支払うことができるようにしたものの。

改正前は、「給与の支給日」しか規定しておらず、「支給期日及び支給方法」を機構職員の例によることとしたことで、日割り計算で支払うことができるようにしたものの。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

役員報酬規程の一部改正案新旧対照表

新	旧
<p>(支給方法等) 第3条 前条の年俸、通勤手当及び非常勤役員手当の支給期日及び支給方法は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(非常勤役員手当) 第6条 非常勤の理事の役員手当の額は、日額32,000円とする。 2 非常勤の監事の役員手当の額は、年額1,000,000円とする。 3 略</p>	<p>(支給方法等) 第3条 前条の年俸、通勤手当及び非常勤役員手当は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定の適用を受ける職員の給与の支給はの例による。</p> <p>(非常勤役員手当) 第6条 非常勤の理事の役員手当の額は、日額32,000円とする。 2 非常勤の監事の役員手当の額は、年額 800,000円とする。 3 略</p>

地方独立行政法人秋田県立病院機構役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）には、年俸及び通勤手当を支給する。

2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）には、非常勤役員手当を支給する。

(支給方法等)

第3条 前条の年俸、通勤手当及び非常勤役員手当の支給期日及び支給方法は、地方独立行政法人秋田県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定の適用を受ける職員の例による。

(常勤役員の年俸額)

第4条 年俸の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

- | | |
|--------|------------|
| 一 理事長 | 2, 100万円以下 |
| 二 副理事長 | 1, 500万円以下 |
| 三 理事 | 1, 400万円以下 |

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給方法は、職員給与規程の規定の適用を受ける職員の通勤手当の額及び支給方法の例による。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤の理事の役員手当の額は、日額32,000円とする。

2 非常勤の監事の役員手当の額は、年額1,000,000円とする。

3 非常勤役員手当のほか、理事長は、勤務日数に応じ、非常勤役員に通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。

(重複給与の禁止)

第7条 役員が法人の職員を兼ねるときは、役員の報酬は支給しない。

(退職手当)

第8条 役員の退職手当は、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日改正)

この規程は、平成25年3月27日から施行する。(年俸下限額の削除)

附 則(平成31年3月27日改正)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。(役員手当及び支給方法等の規程
の見直し)